

第八章 解散

(解散の事由)

第四百七十一条 株式会社は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 定款で定めた存続期間の満了
- 二 定款で定めた解散の事由の発生
- 三 株主総会の決議
- 四 合併（合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。）
- 五 破産手続開始の決定
- 六 第八百二十四条第一項又は第八百三十三条第一項の規定による解散を命ずる裁判

(休眠会社のみなし解散)

第四百七十二條 休眠会社（株式会社であつて、当該株式会社に関する登記が最後にあつた日から十二年を経過したものをいう。以下この条において同じ。）は、法務大臣が休眠会社に対し二箇月以内に法務省令で定めるところによりその本店の所在地を管轄する登記所に事業を廃止しない旨の届出をすべき旨を官報に公告した場合において、その届出をしないときは、その二箇月の期間の満了の時に、解散したものとみなす。ただし、当該期間内に当該休眠会社に関する登記がされたときは、この限りでない。

- 2 登記所は、前項の規定による公告があつたときは、休眠会社に対し、その旨の通知を発しなければならない。

(株式会社の継続)

第四百七十三条 株式会社は、第四百七十一条第一号から第三号までに掲げる事由によつて解散した場合（前条第一項の規定により解散したものとみなされた場合を含む。）には、次章の規定によ

が終了するまではなお存続するものとみなす。

第二款 清算株式会社の機関

第一目 株主総会以外の機関の設置

第四百七十七條 清算株式会社には、一人又は二人以上の清算人を置かなければならない。

- 2 清算株式会社は、定款の定めによつて、清算人会、監査役又は監査役会を置くことができる。
- 3 監査役会を置く旨の定款がある清算株式会社は、清算人会を置かなければならない。

- 4 第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなつた時において公開会社又は大会社であつた清算株式会社は、監査役を置かなければならない。
- 5 第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなつた時において監査等委員会設置会社であつた清算株式会社であつて、前項の規定の適用があるものにおいては、監査等委員である取締役が監査役となる。

- 6 第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなつた時において指名委員会等設置会社であつた清算株式会社であつて、第四項の規定の適用があるものにおいては、監査委員が監査役となる。
- 7 第四章第二節の規定は、清算株式会社については、適用しない。

第二目 清算人の就任及び解任並びに監査役の退任

(清算人の就任)

第四百七十八條 次に掲げる者は、清算株式会社の清算人となる。
一 取締役（次号又は第三号に掲げる者がある場合を除く。）

る清算が終了するまで（同項の規定により解散したものとみなされた場合にあっては、解散したものとみなされた後三年以内に限り。）は、株主総会の決議によつて、株式会社を継続することができる。

(解散した株式会社の合併等の制限)

第四百七十四條 株式会社が解散した場合には、当該株式会社は、次に掲げる行為をすることができない。

- 一 合併（合併により当該株式会社が存続する場合に限る。）
- 二 吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部の承継

第九章 清算

第一節 総則

第一款 清算の開始

(清算の開始原因)

第四百七十五条 株式会社は、次に掲げる場合には、この章の定めるところにより、清算をしなければならない。

- 一 解散した場合（第四百七十一条第四号に掲げる事由によつて解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であつて当該破産手続が終了していない場合を除く。）
- 二 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合
- 三 株式移転の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

場合

(清算株式会社の能力)

第四百七十六條 前条の規定により清算をする株式会社（以下「清算株式会社」という。）は、清算の目的の範囲内において、清算

二 定款で定める者

三 株主総会の決議によつて選任された者

- 2 前項の規定により清算人となる者がいないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。
- 3 前二項の規定にかかわらず、第四百七十一条第六号に掲げる事由によつて解散した清算株式会社については、裁判所は、利害関係人若しくは法務大臣の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。

- 4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、第四百七十五条第二号又は第三号に掲げる場合に該当することとなつた清算株式会社については、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。
- 5 第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなつた時において監査等委員会設置会社であつた清算株式会社における第一項第一号の規定の適用については、同号中「取締役」とあるのは、「監査等委員である取締役以外の取締役」とする。
- 6 第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなつた時において指名委員会等設置会社であつた清算株式会社における第一項第一号の規定の適用については、同号中「取締役」とあるのは「監査委員以外の取締役」とする。

- 7 第三百三十五条第三項の規定にかかわらず、第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなつた時において監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社であつた清算株式会社である監査役会設置会社においては、監査役は、三人以上で、そのうち半数以上は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければ